ハラスメントは絶対に許さない！

～相談窓口の設置～

※　ハラスメントに対する基本方針

求職者等に対するセクハラ



当社は、セクシュアルハラスメント（求職者等に対するものを含む）やパワーハラスメント、カスタマーハラスメント、マタニティハラスメント（以下「ハラスメント」という。）など、個人の尊厳を傷つける行為は一切許しません。

ハラスメントのない職場環境の確保のため、以下の施策を継続的に実施します。

セクハラ



1　相談体制

当社では、ハラスメントに関する相談や苦情の申し出に的確に対応するため、取締役をハラスメント防止対策責任者、総務部にハラスメント相談員を配属するなど、相談体制を確立しています。

2　プライバシーの保護

パワハラ



当社の相談員等は、ハラスメントの対応等にあたり関係者のプライバシーや名誉など、人権を尊重するとともに、知り得た秘密を絶対に漏らすことはありません。秘密は厳守されていますので、安心して相談してください。

3　行為者に対する措置

ハラスメント行為の事実があり、問題解決や再発防止のための職場環境の改善等が必要と認められた場合は、就業規則に基づく行為者への制裁措置、配置転換等の必要な措置を講じます。



カスハラ

4　不利益扱いの厳禁

ハラスメントの相談や苦情申し立てに係る調査への協力など正当な対応を行った従業員等に対して、そのことを理由に不利益な取扱いや報復行為をしてはならず、違反すると制裁措置を課せられることになっています。

マタハラ等



5　相談窓口

ハラスメントの相談窓口を設置し、ハラスメントにあたるかどうかも含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談窓口専用メールアドレスを設置していますので、ご利用ください。

ハラスメントＢＯＸ　アドレス　harabox@kinken.co.jp

担当　近建ビル管理株式会社
ハラスメント相談窓口